

町田市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年(2023年)8月29日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

町田市旅館業法施行条例（平成24年3月町田市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
(宿泊を拒むことができる事由) 第6条 <u>法第5条第1項第4号</u> の条例で定める事由は、次に掲げるとおりとする。 (1)・(2)略	(宿泊を拒むことができる事由) 第6条 <u>法第5条第3号</u> の条例で定める事由は、次に掲げるとおりとする。 (1)・(2)略

附 則

この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行の日から施行する。